
多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答一覧

- ・ 質問は原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断した箇所については一部補正しています。
- ・ 質問回答の記載の順番は、資料名、頁数、項目順で整理しています。
- ・ 入札説明書等に関する質問への回答は、入札説明書等と一体をなすものとします。

令和5年11月

豊橋市

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答一覧

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
1	入札公告	1	第1	7				債務負担行為	「23,070,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定とありますが、今後、貴市にて別途発注を行った結果、その金額を超過した場合においても、事業者にペナルティはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	3	2	(6)				事業方式	多目的屋内施設は運営権の範囲とのことですが、運営権の設定範囲は建物のみなのか、多目的屋内施設に付随する敷地も含まれるのかご教授頂けますでしょうか。	建物のみを想定しています。
3	入札説明書	6	2	(8)	オ			自主事業	テナントとして第三者に貸し付けることが可能とのことですが、要求水準書別紙23 土地の使用料の内容は影響しないとの理解で宜しいでしょうか。	「要求水準書別紙23 土地使用料について」に記載のとおり、国（東海財務局）との協議が整い次第、応募者へ通知します。
4	入札説明書	6	2	(8)	オ			自主事業	「事業者が多目的屋内施設の一部をテナント等として第三者に貸し付ける場合は、市と賃貸借契約を締結したうえで、貸し付けるものとする。（この場合、市は事業者から賃貸借による貸付料は徴収しないことを想定している。）」とありますが、多目的屋内施設以外で、店舗や自動販売機等を設置する場合は、市の許可を前提に、市へ行政財産目的外使用料を支払った上で実施できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	7	2	(9)	イ	(イ)		武道館	武道館の解体は多目的屋内施設及び新相撲場の供用開始後に実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	7	2	(9)	※1			事業期間（予定）	解体にあたり公園利用者の方の動線を避けた場所へ場内に樹木等の仮置きは可能でしょうか。	詳細は協議によりますが、安全性に配慮したうえであれば、可能と考えております。
7	入札説明書	7	2	(9)	※1			事業期間（予定）	工事車両等が現場入退場時に時間帯等の制限はあるでしょうか。	制限はありませんが、通勤・通学の時間帯や夜間を避けるなど、安全や周辺環境に配慮してください。
8	入札説明書	7	2	(9)	※2			事業期間（予定）	埋蔵文化財発掘調査が必要となる掘削深はいくつですか。	掘削深は0.5mを目安にしてください。
9	入札説明書	7	2	(9)	※2			事業期間（予定）	既設野球場周辺の土塁を掘削する場合においても発掘調査は必要となりますか。	既設野球場の観客席の盛土のみを除去する場合、発掘調査は必要ありません。ただし、掘削が周辺の地表面よりも深くまで及ぶ場合は、質問No.8の目安に基づき発掘調査が必要です。なお、吉田城址の遺構である土塁は、現状保存を原則とします。
10	入札説明書	7	2	(9)	※2			事業期間（予定）	工作物の基礎などの部分的な掘削の場合においても発掘調査が必要となりますか。	内容によっては必要となります。
11	入札説明書	8	2	(11)	ウ			事業者の保有資産等	事業者の保有資産の内、次の事業者に引き継ぐもので、貸借対照表上の簿価よりも時価が高い資産について、時価にて引き継ぎができるような仕組みを希望いたします。	「特定事業契約書(案)第76条」において、事業者の保有資産等の追加投資の取り扱いにて、保有資産等の売買価格は時価とするものとしています。
12	入札説明書	8	2	(11)	ウ			事業者の保有資産等	市又は市が指定する者が引き継ぐことを希望する場合でも、事業者の判断で処分することも可能、という認識で良いでしょうか。	市又は市が指定する者と事業者との協議により判断します。
13	入札説明書	8	2	(12)	ア			事業者による追加投資・改修工事	事業者の追加投資・改修工事は、運営権対象となる多目的屋内施設に限定されるという認識で良いでしょうか。	運営権が設定される多目的屋内施設が対象となりますが、その他施設については市との協議となります。
14	入札説明書	9	2	(12)	イ			大規模修繕等	豊橋公園において、公園長寿命化計画を策定されている場合は、閲覧可能ですか。	既に策定されており、閲覧可能です。
15	入札説明書	9	2	(12)	イ			大規模修繕等	大規模修繕工事と一般的な修繕工事の線引きについての考え方を教えてください。	「要求水準書用語集」をご参照ください。
16	入札説明書	9	2	(12)	イ			大規模修繕等	「なお、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行わない。」とありますが、維持管理運営に係るサービス対価は事業契約に基づきお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
17	入札説明書	10	3	(2)				選定手順及びスケジュール（予定）	参加表明書の受付期限が令和5年12月14日となっておりますが、それ以降も構成企業及び協力企業は、随時追加可能であるという認識でよろしいでしょうか。	参加表明書の提出締切時点での参加資格が満たされている前提で、資格・能力上支障がないと市が判断する場合には、事業提案書の提出締切までの期間において、参加表明書に明記された構成企業及び協力企業の変更（交代・追加・辞退）を認めます。
18	入札説明書	12	3	(4)	カ			入札説明書等に関する個別対話	より良い提案を実施するために、個別対話の機会を複数回設けていただきますよう強く希望いたします。	必要に応じて複数回開催します。
19	入札説明書	13	3	(4)	キ	(エ)		提出書類	提出書類を綴じ込むファイルの形式（種類やサイズ）に規定はありませんでしょうか。	提出書類ごとに規定しております。「様式集（提出書類・記載要領）第2.3 書類提出要領」をご参照ください。
20	入札説明書	13	3	(4)	キ	(エ)		提出書類	各様式ごとなど、適宜インデックスを挟むことは可能でしょうか。	各様式の間にはインデックスを入れる等、様式を検索しやすいようにしてください。「様式集（提出書類・記載要領）第2.1.(3) 書式等」をご参照ください。
21	入札説明書	13	3	(4)	ク	(ウ)	a	開札の立会い	開札時は各グループの入札金額のみ公表されるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	14	3	(4)	ケ			本事業の債務負担行為の限度額	提案時における基準金利の詳細についてご教示下さい。	「様式集（提出書類・記載要領）第2.3.(3).オ」に記載のとおりです。
23	入札説明書	16	4	(1)	ア			基本的な考え方	2(8)ア～オに該当しない業務（例えば資金調達業務のみを行う等）に携わる企業も参加表明できるとの認識で宜しいでしょうか。その場合は、様式2-2入札参加表明書における※5の内容に即して対応すれば宜しいでしょうか。	「様式集様式2-2 入札参加表明書」に記載できる企業は、「入札説明書2.(8).ア～オ」の業務に携わる構成企業及び協力企業となります。なお、「入札説明書2.(8).ア～オ」の業務に関わる資金調達業務を行う企業については記載することが可能となります。
24	入札説明書	16	4	(1)	ウ			応募者の変更等	構成企業および協力企業について、「特定事業契約締結前であれば、資格・能力上支障がないと市が判断した場合には、変更と認める」とありますが、参加登録確認日以降も、構成企業の「交代」のみならず、「追加」および「辞退」についても可能、という認識で宜しいでしょうか。また、夫々の場合に必要な手続きについてもご教示ください(公募資料から読み取れなかったためお伺いする次第です)。	質問No.17をご参照ください。新たな構成企業及び協力企業について「入札説明書4.(2)及び(4)」の要件を満たしていることを市が確認したうえで、参加表明された応募者の資格・能力上支障がないかどうか可否を判断します。
25	入札説明書	16	4	(2)				応募者の資格要件	近年、PPP案件への資金供給を行う投資事業有限責任組合の組成もなされており、完全無議決権株式を対象として、本条項の適用外とすることを強く希望いたします。	原文のとおりとします。「入札説明書4.(2) 応募者の資格要件」は応募者の資格要件を定めたものであり、本事業はPFI事業であるため、PFI法との関係上、イの要件を適用外とすることは考えていません。
26	入札説明書	22	6	(2)				特別目的会社の設立等	入札者の決定から特定事業契約の仮契約まで2か月ほどしかなく、SPC設立スケジュールがかなりタイトです。状況に応じ期間延長などを協議させて頂きたく存じます。	現時点でスケジュールの変更は想定していません。
27	入札説明書	22	6	(2)				特別目的会社の設立等	代表企業は構成企業の中で最大出資比率とする、とありますが、設計建設期間と維持管理運営期間において構成企業内で出資比率を変更し、代表企業を変更するスキームは可能でしょうか。	原則、不可となります。
28	入札説明書	22	6	(4)				運営権の設定	運営権設定に係る豊橋市議会の議決が得られなかった場合でも、多目的屋内施設等の整備費用は支払われるという認識で良いでしょうか。	多目的屋内施設等の引渡し等が完了している限りにおいては、ご理解のとおりです。
29	入札説明書	23	6	(7)				サービス購入料の支払い	設計・建設業務にかかる対価のうち、一定割合を出来高払いで支払うとありますが、一定割合については、様式5-3-3に記載の通りとの認識で良いでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、「特定事業契約書（案）別紙6.3.(4) サービス購入料A及びBの変更に関する取扱い」に示すとおり、サービス購入料Aを変更した場合、サービス購入料Bの変更が生じるものと考えております。
30	入札説明書	26	8	(3)				その他の支援	国庫補助金・交付金等について、貴市の想定されている支援を具体的にご教示ください。	「多目的屋内施設整備基本計画第8章 整備及び維持管理・運営方式」に記載されているものなどを想定していますが、現時点では具体的にお示しできるものではありません。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
31	入札説明書	27	9	(2)	イ			本事業の継続が困難となった場合における措置	(ア) (イ) 共通で、「合理的損害」とありますが、損害の範囲をお示しください。	相当因果関係が認められる範囲を想定しており、詳細は個別事象に応じて協議のうえ、定めます。
32	入札説明書	27	9	(2)	イ			本事業の継続が困難となった場合における措置	(イ) について、アリーナの予約が既に入っている範囲において、民間事業者が得べかりし利益についても対象としていただきますようお願いいたします。	損失補償については、「特定事業契約書(案)第118条第1項」の「通常生ずべき損失」と認められるものであれば、対象に含まれると考えております。
33	要求水準書	9	第1	2	(4)			事業の背景及び目的	「別紙21 多目的屋内施設整備基本計画」参照とあり、P73に防災活動拠点として必要な設備に飲料水兼用耐震性貯水槽が記載されておりますが、既存貯水槽が利用できるものと考え、新規に設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	9	第1	2	(4)			事業の背景及び目的	近年の豊橋市総合体育館における三遠ネオフェニックスのホームゲームの来場者数をご教示ください。	Bリーグの公式ホームページをご参照ください。
35	要求水準書	10	第1	2	(5)	イ		広域的な大会開催や日常利用の機能を備えた施設	「東三河大会や、県大会、全国大会まで広域的な大会開催・運営に対応できる環境を整える。」とありますが、どのような競技の全国大会の開催を考えていますでしょうか。	限定的な競技の大会開催を想定しているものではなく、「多目的屋内施設整備基本計画5章 整備方針」にお示ししている様々な競技等における大会開催を想定しています。
36	要求水準書	10	第1	2	(5)	エ		地域の防災拠点機能を備えた施設	防災拠点機能として、備えることが決定している施設等がありますか。	「要求水準書第3.1.(2)及び第4.1.(2) 防災関連計画」に記載のとおりです。
37	要求水準書	12	第1	2	(7)			本事業の対象となる施設	B再整備する施設として駐車場がございます。こちら指定管理制度による管理・運営となりますが、料金設定に関して条例の範囲内で事業者側にて自由に設定が出来るような調整は可能でしょうか。具体的には、別紙29の駐車場の料金設定の記載に基づいて、設定した金額の範囲内で季節ごとや繁忙期・閑散期等に応じて臨機応変に料金を変更すること等を想定しています(公共施設等運営権の対象施設に加えて頂くことでも良いと思っております。民間事業者に自由度のある料金設定として頂きたいということが質問の主旨でございます)	駐車場の管理については、「要求水準書第9.2.(1).キ 駐車場管理業務」において、周辺道路の交通負荷の低減や公園の利便性に配慮した柔軟な利用料金設定も含めた提案を求めているところですが、その提案を基に市と協議し、条例の内容を定めるものと考えております。
38	要求水準書	12	第1	2	(7)			本事業の対象となる施設	陸上競技場について、「既存のままとする施設」として整理されていますが、貴市から開示されている資料から予期できない陸上競技場の老朽化による修繕・更新の費用負担及び公認更新に関わる費用負担は貴市の負担との認識で宜しいでしょうか。	予期できない修繕・更新内容については、協議となりますが、ご理解のとおりです。
39	要求水準書	14	第1	2	(9)	ア		設計・建設期間(開業準備期間を含む)	駐車場が令和9年9月末までの建設期間となっておりますが、シャトルバス乗降場や駐輪場の整備は含まれていないことでよろしいでしょうか。	要求水準書第1.1.(9).ア.(ア)の駐車場とは多目的屋内施設の運営に必要な駐車場(公園利用者用、関係者用、駐輪場)を想定しています。入札説明書、要求水準書及び特定事業契約書(案)を修正します。
40	要求水準書	15	第1	2	(9)	※2		事業期間(予定)	埋蔵文化財調査の予定されている日程と範囲は提示されますでしょうか。	具体的な時期や範囲については、掘削する位置、範囲が確定した後にお示しできます。そのため事前のご提示が出来ません。
41	要求水準書	15	第1	2	(9)	※2		事業期間(予定)	「多目的屋内施設の整備範囲は1年半～2年程度の発掘調査期間が必要となると想定しており、令和7年9月末頃までに調査を完了する予定である。」とありますが、球場解体箇所の発掘調査を含めて令和7年9月末終了予定といった認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	15	第1	2	(9)	※3		事業期間(予定)	再整備する施設のうち、※3の駐車場について多目的屋内施設の維持管理運営が開始すると同時に整備し運営開始することは可能でしょうか。	多目的屋内施設の供用開始と同時に駐車場も供用開始できるようにしてください。
43	要求水準書	15	第1	2	(10)	イ		利用料金収入	新設・再整備する施設の利用料金については、事業者の提案を参考として、市が条例を制定又は改正し、事業者がその金額の範囲内で利用料金を定めると御座います。事業者が提案する利用料金は上限額を提案する事で宜しいでしょうか。またその範囲内で利用料金を定め事業期間中変更することも可能でしょうか。	事業者が提案する利用料金は、上限額ではなく、実際に設定を予定している利用料金を提案してください。また、市と協議のうえ、利用料金を変更することが可能となります。
44	要求水準書	15	第1	2	(10)	イ		利用料金収入	「別紙 28 一般利用日等の取扱い」によれば、「一般利用日」は1月より募集が開始され、4月以降は一般利用日として指定された日でも「興行等利用日」として予約を受け付けることが出来るとの記載がありますが、稼働率の向上や収益性の観点から、貴市と協議の上で、4月を待たずとも、11月に一般利用日を指定して以降、予約状況によっては適宜「一般利用日」⇔「興行等利用日」間で振替えたうえで「興行等利用日」として予約を受け付けることも可能でしょうか。	「要求水準書別紙28 一般利用日等の取扱い」の2①②について、一般利用日を選定して募集を行う運用上、円滑な利用予約の受付に支障が生じない範囲において、事業者が興行利用予約ルールを提案し、市との協議により定めることとなります。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答	
		頁	項目								
45	要求水準書	16	第1	2	(10)	エ		事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	プロフィットシェアリングについて、シェア率の多寡の提案は、落札候補者決定基準の審査項目の内「⑤その他に係る事項2その他」での評価対象となりますか。	評価に関する事項につき、回答は出来ません。	
46	要求水準書	18	第1	3	(2)			条例等	維持管理運営業務に関わる職員の賃金について、事業期間にわたり、豊橋市公契約条例に基づく最低賃金単価を遵守しなければならないという理解でしょうか。それとも事業契約締結時点又は業務開始時点のみでしょうか。	豊橋市公契約条例第6条の規定の適用を受けるものではありませんが、同条例の趣旨に基づき、適正な労働環境の確保に努めてください。	
47	要求水準書	20	第1	5				土地に関する事項	営利を目的として興行が行われた場合、使用料相当額を支払うことが想定されると御座いますが、別紙23の使用料の額についてはいつ頃、応募者に通知される見通しでしょうか。	「要求水準書別紙23 土地使用料について」に記載のとおり、国（東海財務局）との協議が整い次第、応募者へ通知します。	
48	要求水準書	20	第1	5				土地に関する事項	プロスポーツの興行は営利の目的に該当しますでしょうか。また営利・非営利のガイドラインが御座いましたらご教示下さい。	営利目的に該当します。特にガイドライン等はございません。	
49	要求水準書	20	第1	5				土地に関する事項	「営利を目的とした興行が行われる場合には土地使用料を支払う可能性がある」「東海財務局と協議中」とのことですが、 ①いつ頃を目途に協議が整いそうでしょうか。 ②仮に土地使用料が発生する場合は、具体的な金額をお示し願います。 ③土地使用料が高額な場合は、予定価格の変更や貴市にて費用負担いただくことも検討頂けるのでしょうか。	①②質問No. 47をご参照ください。 ③土地使用料が発生する場合は、事業者負担となります。	
50	要求水準書	22	第2	1	(1)			豊橋公園（計画敷地）の概要	要求水準書に記載の建ぺい率の母数は、公園面積21.64haに対する算定と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「多目的屋内施設整備基本計画第6章 整備計画」で建ぺい率について整理しておりますのでご参照ください。	
51	要求水準書	22	第2	1	(1)			豊橋公園（計画敷地）の概要	要求水準書に記載の建ぺい率の母数は、公園面積21.64haに対する算定と考えてよろしいでしょうか。	質問No. 50をご参照ください。	
52	要求水準書	25	第2	2	(3)			公園施設設置許可について	設置許可申請について、工事における現場事務所は対象となりますでしょうか。その場合は減免対象となりますでしょうか。仮に設置許可料を払う場合は、具体的な金額をお示し願います。（〇千円/㎡等）	設置許可申請は不要です。	
53	要求水準書	25	第2	2	(5)			文化財保護法への対応	埋蔵文化財が発見された場合の除去費用、土壌汚染やアスベストが発見された場合の除染費用、これに起因して工事遅延が生じ、事業者により費用が増加又は損失が発生した場合には、貴市にてご負担頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	アスベストに関しては「要求水準書第7.2.(4).(イ)解体・撤去工事業務」に記載のとおり、撤去は事業者負担となりますが、埋蔵文化財及び土壌汚染に関しては、「特定事業契約書（案）第6条及び第34条」に記載のとおり、要求水準書に示した情報から合理的に判断できる範囲以外のは市の負担となります。	
54	要求水準書	26	第3	1	(2)			防災関連計画	一時避難者、帰宅困難者対策として確保する上水及び雑用水は、その時点で受水槽に貯水されている水と考えて宜しいでしょうか。	その時点で受水槽の水はありますが、施設管理者として、一時避難者、帰宅困難者対策を図るものと考えております。	
55	要求水準書	26	第3	1	(2)			防災関連計画	災害時の「物流拠点施設」とはどういう活用をイメージされていますか。ガイドライン等があればご教授ください。	ガイドライン等はありません。災害時の物資支援の拠点としての活用を考えております。（豊橋市地域防災計画・広域応援・受援体制の整備・支援物資の円滑な受援供給体制の整備）	
56	要求水準書	26	第3	1	(2)			防災関連計画	対応する避難者、帰宅困難者の人数、対応内容についてご教授ください。	周辺住民の一時避難を想定しております。また、施設利用者が帰宅困難となることを想定しております。いずれも具体的な人数は想定しておりません。一時避難の住民や帰宅困難な施設利用者に対して、施設管理者として柔軟な対応を求めるものです。	
57	要求水準書	26	第3	1	(3)			環境負荷低減に寄与する計画	「ZEB Oriented」以上の認証取得にあたっては、建築コストを不要に押し上げる要因となるため、「ZEB Oriented」または「CASBEE-Aランク以上」を取得することを事業者側で提案とさせて頂くことは可能でしょうか。 ※「CASBEE-Aランク以上」の取得や省エネ設備の導入等により、十分に環境負荷軽減を実現できるものと思料します。	不可となります。	
58	要求水準書	28	第3	2	(1)	イ	(ア)	a	競技場	災害時の物資の集積場の活用ですが、床の荷重条件などのご要望をご教示頂けますでしょうか。（サブアリーナも同様願います）	指定はありません。「要求水準書第3.2.(1).イ.(ア).a 競技場」に記載のとおり、大型車両が直接乗り入れ可能な床構造・仕様とします。サブアリーナは、事業者の提案によるものとしています。
59	要求水準書	28	第3	2	(1)	イ	(ア)	a	競技場	災害時の物資の集積場の活用ですが、アリーナ内のフォークリフトの荷捌を想定でしょうか？想定する場合のフォークリフトの仕様と充電の可否と台数の想定をご教示頂けますでしょうか。	災害時の物資の集積場として利用を想定していますが、要求水準書に記載以上の仕様は想定していません。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答	
		頁	項目								
60	要求水準書	28	第3	2	(1)	イ	(ア)	b	観覧席	「アリーナレベルの壁面収納式移動観覧席（可動範囲フリー）や段階的に観覧席を隠す機能を設け、様々な利用目的に合わせた観覧席数・位置の調整や容易な席数・位置の調整や容易な設置を可能とすること。」とありますが、利用者が利用範囲を選択できる仕様であれば壁面収納式移動観覧席（可動範囲フリー）や段階的に観覧席を隠す機能等は提案者が自由に選択するで宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書	28	第3	2	(1)	イ			業務の詳細	メインアリーナ及びサブアリーナで想定する競技については、基本計画に記載の競技が主であると考えて宜しいでしょうか。照明計画等に影響するため、ご教示頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	28	第3	2	(1)	イ			業務の詳細	メインアリーナ及びサブアリーナで想定する競技については、基本計画に記載の競技が主であると考えてよろしいでしょうか。照明計画等に影響するため、ご教示ください。	質問No. 61をご参照ください。
63	要求水準書	29	第3	2	(1)	イ	(ア)	c	VIPエリア	「VIP観覧席・諸室を適切な数を確保すること」とありますが、貴市が最低限必要と考えているVIP観覧席数・諸室数はございますでしょうか。また、併せてその想定する内容や、検討の経緯もご教示いただきたくお願いいたします。	ホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用をご確認ください。また、メインアリーナではBリーグ以外にもプロスポーツやコンサート開催など多様な活用を期待しているため、VIPエリアもその利用に対応できるものを想定しております。
64	要求水準書	29	第3	2	(1)	イ	(ア)	d	更衣室・控室・医務室関連（選手関連エリア）	「スポーツの実施に対応する機能を有した医務室を設置すること。また、選手やチーム関係者以外の利用者に対応できるようにすること。」の記載がメインアリーナの欄にありますが、動線等の工夫によってスポーツの実施時に利用可能であれば医務室の機能はメインアリーナ内に無くても宜しいでしょうか。	競技運営等に支障が無いのであれば可能となります。
65	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(イ)		サブアリーナ	「観覧席は、200席以上とすること。」とありますが、観覧席の席仕様はメインアリーナと異なっても問題無いでしょうか。また、仮設対応も可能でしょうか。	観覧席の仕様はメインアリーナと異なるご提案としていただいても構いませんが、仮設席は不可となります。
66	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	a	武道場	「複数の競技が同時に行えるよう、防音性のある可動間仕切りにより分割利用が可能なものとすること。」とありますが、分割の仕方によって防音性能が変わっても宜しいでしょうか。	詳細については、どのように分割するかご提案をいただいたうえ、協議となります。
67	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	a	武道場	「大会時の利用も想定し、観覧席 200席以上、本部席、審判席等を設置すること。また、可動間仕切りにより分割した場合でも、それぞれに利用可能な配置とすること。」とありますが、観覧席の席仕様はメインアリーナと異なっても問題無いでしょうか。また、仮設対応も可能でしょうか。	観覧席の仕様はメインアリーナと異なるご提案としていただいても構いませんが、仮設席は不可となります。
68	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	a	武道場	柔道と剣道の様々な分割面数として、3種類挙げられていますが、5面+1面、6面+0面の想定は不要で宜しいでしょうか。	最大6面を同時利用することを前提として、3面+3面に分割するなど多様な利用が可能となる提案を求めているところです。
69	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	b	弓道・アーチェリー場	アーチェリーの70m競技には対応する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	30	第3	2	(1)	イ	(ウ)	b	弓道・アーチェリー場	弓道（遠的）及びアーチェリー場を屋内に設置した場合、誤射の範囲が広く危険性が高いこと、またその防止対策として相応のコストが見込まれることを踏まえ、屋外への設置も可能でしょうか。	多目的屋内施設とは別棟の施設として整備する場合は不可となります。
71	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(エ)		多目的室兼会議室	オンライン配信可能な機能を備えること、とありますが具体的にどのような備品を想定されていますでしょうか。「別紙24件器備品の考え方について」のリストでは示されておらず、非常に高額となる可能性があるため、確認させて頂きたく存じます。	Wi-Fi機器の設置などを想定しています。
72	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(エ)		多目的室兼会議室	多目的室兼会議室は災害時の応援部隊の活動拠点として利用可能とありますが、利用形態と必要対応機能、仕様をご教示頂けますでしょうか。	災害時の応援部隊の活動拠点等として利用を想定していますが、要求水準書に記載以上の仕様は想定していません。
73	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(エ)		多目的室兼会議室	多目的室兼会議室の想定面積があればご教示頂けますでしょうか。	要求水準書に記載以上の仕様は想定していません。
74	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(オ)		トレーニングルーム	「外部から見やすい位置に配置すること。」とありますが、外部から視認できる必要がありますでしょうか。興行やスポーツ利用を想定した場合やセキュリティ面を考慮すると、視認性は必要無いと考えます。	利用促進の観点からそのように規定しておりますので、原文のとおりとします。
75	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(オ)		トレーニングルーム	トレーニングルームの想定面積があればご教示頂けますでしょうか。	要求水準書に記載以上の仕様は想定していません。
76	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(カ)	a	管理事務室	「多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリアにおける整備管理区域の管理運営を兼ねる事務室とし、多目的屋内施設利用者のみならず、公園利用者も利用しやすい場所に設置すること。」とありますが、本部機能を多目的屋内施設の中に設け、その他の機能を外部に分割して設置することは可能でしょうか。	多目的屋内施設内に総合的な管理事務所を設置したうえ、別棟で屋外施設用に設置することは支障ありません。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答	
		頁	項目								
77	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(カ)	a	管理事務室	「その他、統括管理責任者室、利用者用のホスピタリティ関連控室、委託控室（維持管理業務等に従事する者の控室）、中央監視室、警備室、倉庫及び管理運営上必要な会議室等を適宜設けること。」とありますが、複数の機能を1室にまとめることは可能でしょうか。	各機能を充足することが可能であれば、複数の機能を1室にまとめることも可能となります。
78	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(カ)	a	管理事務室	倉庫等において、貴市が多目的屋内施設に保管する予定の物品等は有りますでしょうか。	現時点で保管を予定している物品等はありません。
79	要求水準書	31	第3	2	(1)	イ	(カ)	a	管理事務室	利用者の利便等を考慮し、屋外施設(庭球場・陸上競技場・広場等)の管理事務所を多目的屋内施設外に別途設置してもよいでしょうか。	質問No.76をご参照ください。
80	要求水準書	33	第3	2	(3)	ア			基本的な考え方	既存の公園の電力引き込み状況（高圧・特高など）及び契約状況（公園内は1敷地1引込となりますか？）をご教示頂けますでしょうか。	現在の高圧による引き込みは、豊橋球場、陸上競技場、武道場、美術博物館、軟式庭球場（西側）の5件になります。特別高圧による引き込みはありません。整備後は事業区域を1敷地とみなし、1引込とすることが基本的な考えになりますが、詳細は協議のうえ、決定します。
81	要求水準書	33	第3	2	(3)	ア			基本的な考え方	今回提案範囲の多目的屋内施設の電力通信の引込条件を教えてください。また、新たに公園内に新築を計画することにより、公園内他棟の設備改修が必要になる項目はありますか。	引込条件については、質問No.80をご参照ください。また、公園内他棟の設備改修は不要です。
82	要求水準書	33	第3	2	(3)	ア			基本的な考え方	公園内の中央監視室等主監視場所を教えてください。また、今回提案の多目的屋内施設の設備監視が他棟で必要な場合は、必要となる設備項目をご教示頂けますでしょうか。	現在、公園内に中央監視室はありません。本事業にて多目的屋内施設内に整備してください。また、多目的屋内施設の設備監視は、他棟では不要です。
83	要求水準書	33	第3	2	(3)				設備の機能及び性能に関する事項	既存の公園の電力引き込み状況（高圧・特高など）及び契約状況（公園内は1敷地1引込となりますか？）をご教示ください。	質問No.80をご参照ください。
84	要求水準書	33	第3	2	(3)				設備の機能及び性能に関する事項	今回提案範囲の多目的屋内施設の電力通信の引込条件を教えてください。また、新たに公園内に新築を計画することにより、公園内他棟の設備改修が必要になる項目はありますか。	質問No.81をご参照ください。
85	要求水準書	33	第3	2	(3)				設備の機能及び性能に関する事項	公園内の中央監視室等主監視場所を教えてください。また、今回提案の多目的屋内施設の設備監視が他棟で必要な場合は、必要となる設備項目をご教示ください。	質問No.82をご参照ください。
86	要求水準書	33	第3	2	(3)	イ	(ウ)		映像設備等への対応	「センターハングビジョン・リボンビジョン等の大型映像設備を整備すること。」とありますが、設置する大型映像設備の種類は、記載の内容に縛られず提案者が自由に提案しても宜しかったでしょうか。	各リーグの施設規準を満たしたうえで、提案を求めるものです。
87	要求水準書	33	第3	2	(3)	イ	(ウ)		映像設備等への対応	センターハングビジョンやリボンビジョンなどの大型映像設備の具体的な仕様想定(画面アスペクト比率やピクセルピッチ等)はございますでしょうか。	質問No.86をご参照ください。
88	要求水準書	33	第3	2	(3)	イ	(オ)		太陽光発電設備	太陽光発電設備は自家消費とございますが、災害時の商用電源が停電した際、特定負荷出力機能として緊急非常用で給電する対象エリアなどの既存運用含めてお考えはありますか。	既存運用も含め、想定しているものはありません。
89	要求水準書	34	第4	1	(1)				全体計画（配置・景観・デザイン・動線）	関係者車両・大型・緊急車両のアクセス一出入口位置は「第2.1.(3)事業区域の概要」を参照とありますが、事業者からの提案は可能でしょうか。	出入口の位置を変更することは想定しておりません。
90	要求水準書	34	第4	1	(1)				全体計画（配置・景観・デザイン・動線）	関係者車両の出入口について、敷地東側と南側の2か所を想定されていますが、公園利用者に支障のない計画にすることで、利用者車両出入口を利用する提案は問題ないでしょうか。	原則、不可となります。
91	要求水準書	35	第4	2	(1)	ア			基本的な考え方	障害者団体等と協議をするとありますが、市が指定する団体等がありますか。	現時点では、多目的屋内施設整備基本計画策定時にヒアリングを行った障害者団体等を想定しています。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
92	要求水準書	36	第4	2	(1)	イ	(ア)	多目的広場	既存の豊橋球場で開催されているイベントには球場スタンドを利用しているものもあります。新設施設の形状によっては、仮設スタンドをイベント主催者が用意する想定で宜しいでしょうか。	事業者と興行主催者との協議により定めるものとなります。
93	要求水準書	36	第4	2	(1)	イ	(ウ)	園路（ランニングコース含む）	災害時も利用できるよう緊急車両のルートを確認し通行可能な構造とありますが、緊急車両の仕様、通行頻度をご教示頂けますでしょうか。	災害時には、地域や地区防災活動拠点として豊橋公園を使用します。自衛隊や緊急消防援助隊などの大型や特殊な車両が往来するものと考えております。（豊橋市地域防災計画・広域応援・受援体制の整備）
94	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(オ)	テニスコート	更衣室・シャワー室について、近傍に他の更衣室がある場合は兼用可という旨の記載ですが、相撲場もしくはアリーナの更衣室を兼用とすることも可能という認識で宜しいでしょうか。	多目的屋内施設の更衣室・シャワー室と兼用することは可能ですが、その場合はテニスコート利用者が直接利用可能な仕組みとするなど、使いやすい構造である必要があります。相撲場の更衣室・シャワー室と兼用することは出来ず、分ける必要がありますが、併設して整備することは可能となります。
95	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(カ)	相撲場	屋内施設とする旨の記載がありますが、現在の豊橋市武道館と同じく、半屋内（一部壁や窓で覆われていない）とすることは可能でしょうか。	不可となります。
96	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(キ)	駐輪場	駐車場の記載には「有料化による管理とし」と記載がありますが、原動機付自転車や自動二輪車についても、有料化による管理は可能でしょうか。	原動機付自転車や自動二輪車については、有料化による管理を想定していません。
97	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(ク)	駐車場（公園利用者用）	駐車場に電気自動車の充電スタンドを設置し、収益を得ることは可能でしょうか。	指定管理業務の範囲内で市と協議のうえ、実施することは可能となります。
98	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(ク) (ケ)	駐車場（公園利用者用） 駐車場（関係者用）	電気自動車の充電設備の必要台数と要望があればご教示頂けますでしょうか。	電気自動車の充電設備の必要台数等を想定したものはありませんが、整備の際には、充電インフラ整備促進に向けた指針（令和5年10月経済産業省）の「目的地充電」等を参考とさせていただきます。
99	要求水準書	37	第4	2	(1)	イ	(ク)	駐車場（公園利用者用）	平面駐車場400台を確保したうえで、自走式駐車場を設ける提案は可能でしょうか。	不可となります。
100	要求水準書	38	第4	2	(1)	イ	(サ)	その他公園基盤施設： 管理用倉庫	管理用倉庫に作業スタッフの詰所及び作業場等を併設することは可能でしょうか。	管理用倉庫の仕様を満たしたうえで、併設することは可能となります。
101	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ	(タ)	その他公園基盤施設： 植栽	記念樹等の保全が必要な樹木の指定はありますでしょうか。	「要求水準書別紙5-2 樹木管理図」をご参照ください。
102	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ	(タ)	その他公園基盤施設： 植栽	別紙5-2樹木管理図に示された赤丸の記念樹は、できる限り保全するように配慮するとありますが、やむを得ない場合は撤去可能ですか。	記念樹の保全は、既存のまま活かすことや、移植することを考えており、撤去については想定しておりません。要求水準書を修正します。
103	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ	(テ)	その他公園基盤施設： 給水	給水の引込は事前に関係課と協議を行うとありますが、建物毎に引込む必要がありますでしょうか。	建物ごとに給水本管から引込む必要はありません。敷地内の配管は事業者の提案によります。
104	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ	(ト)	その他公園基盤施設： 雨水排水	雨水流出抑制等について達成すべき基準等がありますか。	豊橋市開発許可技術基準に準じてください。詳細は提案内容によるため、協議となります。
105	要求水準書	39	第4	2	(1)	イ	(ニ)	その他公園基盤施設： 電気通信	電気・通信回線の引き込みについては、豊橋市様及び関係者と協議をする事とありますが、防災や停電対策として複数の系統の敷設等も可能でしょうか。	質問No. 80をご参照ください。
106	要求水準書	41	第5	2	(1)			統括マネジメント業務	統括マネジメント業務に係る業務報告書は「事業年度終了後に市に提出すること」とありますが、具体的な時限があればご教示頂けますでしょうか。事業者としては、安定した運営の観点から事業終了後3ヵ月迄として頂きたく存じます。第10第1項(1)（59頁）に規定する、維持管理業務に係る業務報告書の提出時限についても同様です。	「モニタリング基本計画（案）第2章.1.(2).提出書類」に記載のとおり、年度管理終了報告書を年度業務終了後3か月以内に市に提出いただくことを想定しています。最終的には、市と事業者の双方協議のうえ、決定します。また、維持管理業務に係る業務報告書についても同様です。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
107	要求水準書	41	第5	2	(2)			総務・経理業務	計算書類等の提出については、会社法所定の手続きを踏まえた提出時期とするよう貴市と協議の上、提出日を設定できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	49	第7	2	(5)			工事監理業務	工事監理者の常駐について、多目的屋内施設の竣工以降の公園工事においては、適正な監理を行う前提で、工事監理者の常駐は不要と考えて宜しいでしょうか。	工事監理者は常駐して業務を行うことを原則としますが、市と協議のうえ、認められた場合は非常駐も可能とします。
109	要求水準書	49	第7	2	(5)			工事監理業務	工事監理者の常駐について、多目的屋内施設の竣工以降の公園工事においては、適正な監理を行う前提で、工事監理者の常駐は不要と考えてよろしいでしょうか。	質問No. 108をご参照ください。
110	要求水準書	50	第8	1	(3)			業務の期間	開業準備業務の終了時期について、具体的にいつ・どのような状況までを想定しているでしょうか。	本事業の全ての対象施設が供用開始し、維持管理・運営期間に移行した時点を指します。
111	要求水準書	50	第8					開業準備業務	「開業」とは具体的にいつ・どのような状況を想定しているでしょうか。	本事業のそれぞれの対象施設が供用開始したことを指しており、各施設によって開業の時期は異なります。
112	要求水準書	52	第8	2	(2)	ア		予約管理業務	「施設の予約管理は、既存の予約・受付ツール、システム等を活用すること。」とありますが、別紙28 一般利用日等の取扱い に記載のある、一般利用の利用予約ルールについての①～③全てにおいて既存の予約・受付ツール、システム等を活用する想定でしょうか。	利用者の利便性等を考慮し、事業者による予約・受付ツール、システム等を提案することも可能となります。現在の予約の運用を「要求水準書別紙28 一般利用日等の取扱い」にてご提示します。
113	要求水準書	52	第8	2	(2)	ア		予約管理業務	現在、同公園内施設の市民利用予約はeあいち：あいち共同利用型施設予約システム (https://www.e-shisetsu.e-aichi.jp/user/rsvUTransInitialScreenBackAction.do) を活用しているものとの認識ですが、本システムの利用は継続する理解で宜しいでしょうか。また、上記の予約対象の施設は本事業で新設or再整備される施設どれになるか、予約対象の利用者は市民利用、イベント事業者まででしょうか。	既存の予約システムはご理解のとおりです。なお、利用者の利便性等を考慮し、事業者による予約・受付ツール、システム等を提案することも可能となります。既存システムの対象となる施設や予約対象は事業者の提案を求めるものです。
114	要求水準書	52	第8	2	(2)	ア		予約管理業務	予約システムにかかるPC及びネット回線は市より提供されるという理解でよろしいでしょうか。	予約システムに係るPC及びシステムは市からの提供となりますが、ネット回線は事業者側で整備することとなります。
115	要求水準書	52	第8	2	(3)	ア		広報業務	供用開始後に混乱を避けるため、供用開始に向けてネーミングライツを用いたアリーナ広報活動は実施しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ネーミングライツは運営権の効力発生後から利用可能となります。効力発生前においては、ネーミングライツの権利行使を伴わない、開業準備業務の一環としての広報活動であれば実施可能となります。
116	要求水準書	53	第8	2	(4)			開館式典業務	市が想定しております、招待者の人数等が有ればご教示下さい。	現時点で想定している人数はありません。
117	要求水準書	54	第9	2	(1)	イ		施設設備貸出業務	「一般利用の際には、床の設置等、利用者が設置することが難しいと想定される設備や備品の貸出は事業者が行うこと。」とありますが、費用を徴収しての実施といった認識で宜しかったでしょうか。	一般利用における床の設置等の対応については、市民サービスの観点から、単独で費用を徴収することは想定していません。運営業務全体の業務計画及び収支計画において調整を行ってください。
118	要求水準書	55	第9	2	(1)	カ		整備管理区域全体に関わる運営業務	「遺失物・拾得物の処理、保管を行うこと。」とありますが、特例施設占有者になる必要があるといった事でしょうか。	遺失物法に基づき、遺失物・拾得物を警察署長に提出するための処理、又は警察署長へ遺失物・取得物を提出する前に遺失者が判明した場合の、返還を行うまでの保管を求めらるもので、特例施設占有者になることの必要はありません。
119	要求水準書	55	第9	2	(1)	キ		駐車場管理業務	「美術博物館で開催される市民ギャラリーの展示品の搬出入に配慮した運用とすること。」とありますが、市民ギャラリーの展示品搬出入日時の変更の調整は可能でしょうか。	変更の調整を行う際には、市民ギャラリーの展示品の搬出入に配慮が必要です。
120	要求水準書	55	第9	2	(1)	キ		駐車場管理業務	公園駐車場の営業時間の想定は御座いますでしょうか。	想定しているものではありません。
121	要求水準書	56	第9	2	(1)	サ		物品・飲料等販売業務	「スポーツ用品及び飲料・補食品等以外の物品販売については、市と事前に協議のうえ事業者の任意で自主事業として提案することができる。なお、これに伴う収益については、事業者の収入とすることができる」とありますが、スポーツ用品及び飲料・補食品の収益についても当然に事業者の収入とすることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
122	要求水準書	57	第9	2	(4)	イ		急病人等への対応	AEDの設置については、実施方針質疑回答No137において「市がリースしたものを各施設に配置する。」と御座います。ここの設置に関する解釈は、市のAEDを事業者が適切な場所に設置する事の理解で宜しいでしょうか。	AEDは、設置位置を市と事業者の協議のうえで決定し、その後市が設置します。
123	要求水準書	57	第9	2	(5)			近隣対応業務	近隣からの苦情や要望への対応に当たっては市の担当課も協力頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書	57	第9	2	(6)	ア		愛知県との連携	東三河地域のスポーツ振興及び地域振興を目的として、愛知県新体育館との連携に協力することとありますが、貴市として同体育館と連携した催事や、施策のイメージがあればご教示ください。	市と愛知県が連携して、多目的屋内施設と愛知県新体育館の両施設でイベントが開催されることを想定しておりますが、事業者間での連携も期待しているところです。
125	要求水準書	60	第10	1	(4)			対象施設及び業務対象範囲	植栽管理業務に○が付いているものとその他公園基盤施設の植栽について、維持管理における違いはどのような物を想定しているでしょうか。	業務対象範囲における植栽管理業務は、植栽関連の対象施設を対象としています。要求水準書における、その他公園基盤施設の植栽の業務対象範囲から、修繕等業務、警備業務を削除します。
126	要求水準書	60	第10	1	(4)			対象施設及び業務対象範囲	公園内には携帯キャリア/Wi-Fiアンテナ、監視カメラ等様々なデバイスを屋外設置する可能性があります。これらの取付については納まりの関係から別途事業での整備となる公園照明灯との取り合い（電源や配線を含む）が可能でしょうか。	公園照明灯の別途事業である豊橋市公園照明灯LED化事業委託業務は、灯具のみを対象としたものであるため、電源や配線は本事業の対象となります。そのため取り合いについては事業者の提案を求めるものです。
127	要求水準書	61	第10	2	(1)	ウ		業務の詳細	管理要員の配置の記載がありますが、安全上支障の無い管理を行うことを前提に、常駐ではなく非常駐での管理要員の配置の提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書	63	第10	2	(3)			什器備品保守管理業務	事業者が自主事業等で別途購入用意する什器備品については、ここに記載の限りではない認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。「要求水準書別紙24 什器備品の考え方」をご参照ください。
129	要求水準書	65	第10	2	(5)	イ		業務対象範囲	費用負担は中長期修繕計画にて定めるとありますが、貴市で想定している内容・定義はありますか？（貴市が負担する内容と事業者が負担する内容の大きな方向性や定義を明確にして本事業計画にも反映させたい意図がございます）	大規模修繕の内容・定義については、中長期修繕計画を参考に、対象施設の使用状況や劣化状態等を踏まえ、協議により決定するため、現在想定しているものはありません。
130	要求水準書	65	第10	2	(5)	イ		業務対象範囲	陸上競技場の第三種公認検定に係る検定費用・更新修繕業務は本事業の対象でしょうか。また公認更新に伴う陸上競技備品の更新については市、事業者どちらの負担になりますでしょうか。	本事業の対象外となります。なお、費用も市の負担となります。
131	要求水準書	65	第10	2	(5)	エ		個別の業務	陸上競技場について「別紙10豊橋総合運動公園等管理仕様書」と同等以上の水準で業務を行うこと。と記載があります。別紙10の修繕等の取扱いでは50万円以下(税抜き)の修繕については指定管理者の負担となっていますが本事業も同様でしょうか。	大規模修繕以外の修繕は事業者の負担となります。
132	要求水準書	65	第10	2	(6)	ウ		業務の詳細	施設で発生した廃棄物を収集し、適切に排出・処分すること。と記載がありますが興行利用で発生する各種廃棄物処分費用については、興行者の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者と興行主催者との協議により定めるものとなります。
133	要求水準書	66	第10	2	(7)	ウ		業務の詳細	興行利用後の貸出エリアの現状復旧清掃費用については、興行者の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者と興行主催者との協議により定めるものとなります。
134	要求水準書	67	第10	2	(9)	ウ		業務の詳細	通常利用の警備業務以外で配置が必要となる興行利用時の来客誘導・整理や敷地内交通整理誘導等の雑踏警備費用については、興行者の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者と興行主催者との協議により定めるものとなります。
135	要求水準書	67	第10	2	(9)	ウ	(イ)	有人警備	24時間を基本とする、とございますが、機械警備とのハイブリッドを合理的に提案することは可能でしょうか。	基本的には24時間有人警備としますが、市との協議により管理上支障ないと判断できた場合は、維持管理業務開始後、運用で変更することは可能となります。要求水準書を修正します。
136	要求水準書	67	第10	2	(9)	ウ	(イ)	有人警備	運営内容や安全面を考慮の上、必ずしも24時間有人警備が必要ではないと整理できた場合には、事業者の判断にて24時間有人警備としなくても宜しいでしょうか。	質問No. 135をご参照ください。
137	要求水準書	67	第10	2	(9)	ウ	(イ)	有人警備	24時間を基本とする、とございますが、運営上、24時間有人警備が必要ではないと判断できた場合には解除してもよろしいでしょうか。	質問No. 135をご参照ください。
138	要求水準書	68	第10	2	(9)	ウ	(ウ)	機械警備	「屋内及び屋外の必要な箇所出入口、駐車場等に監視カメラを設置し、中央監視室・警備室等のモニターで監視及び運営確認を行うこと。」とありますが、中央監視室・警備室等のモニターで監視するのは、今回新設の監視カメラといった認識で宜しかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
139	要求水準書	68	第10	2	(9)	ウ	(ウ)	機械警備	安全上支障がない管理を行うことを前提に、監視カメラのみを設置し、「赤外線センサー・窓面ガラスセンサー・機械警備業者への通報装置機器」の設置は無しとする提案は可能でしょうか。	本文は設備を指定するものではありませんが、通報装置等の機器を設置することにより、外部からの不審者等の早期発見や早期対応が可能となる体制の提案を求めるものです。そのため監視カメラのみの設置は不可となります。
140	要求水準書	68	第10	2	(11)			その他関連する業務	現在の指定管理業務では、市内運動公園の管理についての附随業務委託がありますが、この業務は本事業の事業者に別途発注される予定でしょうか。	附随業務は本事業とは別となります。
141	要求水準書	68	第10	2	(11)			その他関連する業務	現在の指定管理業務では、維持管理用の公用車3台の管理が含まれていますが、この車両は本事業においても事業者が管理し続けるという理解でしょうか。	現在の指定管理業務で使用している維持管理用の公用車(3台)は、本事業の事業者の管理に含まれません。
142	要求水準書	69	第11	2	(1)			自主事業の内容	事業者側の利益の最大化及びそれに伴う貴市の財政負担の軽減の観点から、設計・建設期間中からネーミングライツの付与も検討できるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No. 115をご参照ください。
143	要求水準書	70						用語集	修繕について部材や劣化部の修理や取替えを行うありますが修繕対応の定義として以下の想定の正否をご教授下さい。 ①空調機の室内機や室外機を個別に取り替える場合は(修繕) ②空調機の室外機・室内機の系統ごとセットで機器を更新する場合は(大規模修繕) ③受変電設備、非常用発電機、冷温水発生機、センターハングビジョン等の大型設備まるごと更新する場合は(大規模修繕) その他、定義について詳細な考え方があればご教授下さい。	①、③はご理解のとおりです。 ②は状況を確認のうえ、市が判断します。
144	要求水準書	別紙2-1						現況平面図	既設陸上競技場の舗装構成(芝部分・トラック部分)・施設配置が分かる資料があれば、ご開示頂けますでしょうか。	「要求水準書別紙2-1 現況平面図」にてご提示します。
145	要求水準書	別紙21	5	2	1	(1)		プロスポーツ利用	図表5-1にて各競技ごとに異なる要求室温基準が示されていますが、空調条件に関しては新B1リーグ基準が求められる要件と考えて宜しいでしょうか。	Bリーグだけではなく、Vリーグ、Tリーグの試合開催を想定し、各リーグの施設規準を満たしてください。
146	要求水準書	別紙23						土地使用料について	「多目的屋内施設で営利を目的とした興行が行われた場合、事業者は使用された部分について、その使用期間にかかる使用料相当額を支払うことが想定される。」とありますが、非興行日に自主事業を多目的屋内施設内で行った際は、土地使用料は掛からない認識でよろしいでしょうか。	「要求水準書別紙23 土地使用料について」に記載のとおり、国(東海財務局)との協議が整い次第、応募者へ通知します。
147	要求水準書	別紙24	5					什器備品一覧について	什器備品一覧に記載がなく、事業者が予期していなかった什器備品の購入が必要となった場合、公共性のある什器備品については、貴市・事業者間での費用負担の協議をお願いいたします。(自主事業等の公共性の乏しいものについては事業者負担であることは認識しております)	什器備品一覧は参考として示したものであり、事業者の提案を基に市と事業者の協議のうえ、決定します。自主事業等の什器備品についてはご認識のとおりですが、公共性のある什器備品についても事業者負担となります。
148	要求水準書	別紙25						ネーミングライツについて	ネーミングライツの価値を増大させるために、交通標識等にもネーミングライツを冠したアリーナ名を掲示することが望ましいと考えますが、ホームページや広報印刷物に加えて、交通標識の変更等について貴市の協力を頂くことは可能でしょうか。	可能な範囲で協力します。
149	要求水準書	別紙25	3					ネーミングライツの対象	貴市とも協議の上、多目的屋内施設だけでなく、その他公園施設についてもネーミングライツの導入は可能でしょうか。	事業者が自主事業として実施できるネーミングライツの対象は多目的屋内施設のみとなります。
150	要求水準書	別紙25	3					ネーミングライツの対象	施設全体のネーミングライツ以外にも、各施設や諸室、空間毎にネーミングライツを付与することや、飲食・物販等の事業者とのスポンサー契約等を締結することは認められる、という認識でよろしいでしょうか。	多目的屋内施設の諸室や空間への付与は、協議のうえ、実施可能となります。
151	要求水準書	別紙25	4					ネーミングライツパートナーの要件	ネーミング・ライツの被付与資格者として、貸金業者及び投機の商品に関する業種への付与が制約されております。大手金融機関や証券会社などが該当することとなりますが、貴市とも協議の上、合意が得られれば大手金融機関や証券会社もネーミングライツパートナーとして設定することは可能との理解で宜しいでしょうか。	大手金融機関や証券会社であっても、豊橋市広告掲載基準第2条第2号で規定する貸金業に該当する場合は、対象となりません。また、投機の商品に関する業種については、会社の実態を把握したうえ、判断することとなります。
152	要求水準書	別紙27	3					自主事業の種類と事業者が本紙へ支払う費用のイメージ	それぞれ費用としてご記載いただいている「行政財産目的外使用料」「設置管理許可使用料」「占用料」における金額の目安・計算式などがあればご教示ください。	豊橋市行政財産使用料条例及び豊橋市都市公園条例をご参照ください。なお、都市公園条例については、自主事業の内容に伴い、事業者と協議のうえ、条例改正の可能性がります。
153	要求水準書	別紙28	1					一般利用日・一般利用料金の設定について	「メインアリーナにおける各年度の一般利用日は、年間60日以上(土日・祝日24日以上を含む)とすること。」とありますが、興行は土日祝日の開催が多くあるため、貴市の財政負担の軽減(サービス購入料の減額)の観点からも貴市とも協議の上、「土日・祝日24日以上を含む」の条件を廃止頂くことは可能でしょうか。	条件廃止は想定していませんが、利用予約が入らない場合は興行利用も可能となるような運用を想定しています。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
154	要求水準書	別紙28	1					一般利用日・一般利用料金の設定について	過去5年程度、一般利用日となった日の平日と休日の各日数または比率、および市のスポーツ大会を含む一般利用の件数をご教示いただけますでしょうか。	「多目的屋内施設整備基本計画第4章 関連施設の利用実態整理」において、市内スポーツ施設の利用状況をまとめておりますのでご参照ください。
155	要求水準書	別紙28	1					一般利用日・一般利用料金の設定について	サブアリーナにおいては原則通年一般利用想定ながらも興行等利用日として設定することも可とされていますが、興行等利用日として貸し出す条件（日数上限など）の想定はございますか。	一般利用を原則としておりますが、興行利用日として貸し出す条件は、今後の調整となります。
156	要求水準書	別紙28	2					一般利用日の予約ルールについて	一般利用日として設定されたものの、当該年度の4月になっても予約が入らなかったため、興行等利用日とした場合で、興行等の予定が入ったのちに、一般利用の申込があったときでも、既に存在する興行の予定が優先されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該年度の4月以降については一般利用日の制約はございません。
157	要求水準書	別紙28	2					一般利用日の予約ルールについて	一般利用日として設定されたものの、当該年度の4月になっても予約が入らなかったため、興行等利用日とした場合、結果的に年間の一般利用日が60日に満たなくなることも想定されますが、問題はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	別紙28	2					一般利用日の利用予約ルール	一般利用日の利用予約のルールはあくまで営利を目的としない一般利用日のルールだと理解しており、それとは別に興行利用予約のルールは事業者側で設定できるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者の提案に基づいて、市と協議のうえ、利用規約案において設定してください。
159	要求水準書	別紙30						豊橋市体育施設利用料金減免要綱	利用料金を免除又は減額する施設として、多目的屋内施設の記載がありませんが、今後要綱が改訂され、対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	別紙30						豊橋市体育施設利用料金減免要綱	①別紙30の減免要綱を本事業に当てはめた時に、どの施設まで適用されるのでしょうか。 ②①の場合に減免日数の上限はありますか。 ③参考として、総合体育館の利用において、減免が適用の実績（減免金額・減免団体・利用件数等）をお示しください。	①全ての施設が適用となります。 ②上限は特に設けておりません。 ③「別紙30 豊橋市体育施設利用料金減免要綱」に、お示しできる範囲でご提示します。
161	基本協定書（案）	5	8条					業務の委託・請負	「当該契約書の写しを甲に提出させなければならない」とありますが、必要なのは市への提出であり、特段の事由がない限り、当該契約の締結をお認め頂けないということはないという理解でよろしいでしょうか。	事業提案書に沿った内容である限りにおいては、ご理解のとおりです。
162	基本協定書（案）	5	8条					業務の委託・請負	写しを提出する際、企業のノウハウ等に関わる部分については、黒塗りにしても差し支えないでしょうか。	黒塗りで提出は基本的に想定していませんが、特段の支障がある場合は協議します。
163	基本協定書（案）	6	10条 11条 12条					・談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等 ・暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等 ・特定事業契約不調の場合の処理	基本協定書第10条第2-3項（談合違反）、第11条第2項（暴排違反）の賠償責任はいずれも、コンソーシアム構成員が連帯して責任を負うこととされているが、両者はそれぞれ帰責事由ある構成員が負担すべきものですので、そのように変更頂けますでしょうか。	各事象の重大さに鑑み、原文のとおりとします。
164	特定事業契約書（案）	3	6条					市の実施業務	埋蔵文化財調査に起因した工事遅延・追加費用負担が生じた場合、追加費用負担部分を貴市にてご負担いただけますようお願いいたします。	「特定事業契約書(案)第34条第5項」をご参照ください。
165	特定事業契約書（案）	7	18条					事業者による許認可の取得等	本事業を実施するために必要となる許認可のうち、貴市より承継する許認可をご教示頂けますでしょうか。	承継する許認可はありません。
166	特定事業契約書（案）	8	21条					要求水準の変更	「市の事由」により要求水準書の変更に伴う追加費用は貴市が負担するとありますが、かかる追加費用には、事業者に損失が発生した場合の損失補償も含まれることで宜しいでしょうか。	「特定事業契約書(案)第21条第2項」は損失補償の方法までを定めたものではありませんが、発生事象の具体的な内容に応じて協議します。
167	特定事業契約書（案）	10	28条					市によるモニタリング	モニタリング結果が要求水準未達と見做された場合には、「改善指導、改善勧告」を行うものとされておりますが、要求水準や実施契約に沿った業務遂行に是正することが趣旨かと存じます。「是正指導、是正勧告」に変更頂くことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。なお、「改善指導、改善勧告」については、要求水準や実施契約に沿った業務遂行に是正することが趣旨という理解で問題ありません。
168	特定事業契約書（案）	13	34条					設計業務の実施	予見可能な土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物については事業者負担とのことですが、土壌汚染については、戦災時の瓦礫が大量に搬入されていることを踏まえると、仮に入札時にサービス購入料として見積れたとしても、工事進行途上において追加的に調査費用や除染費用が発生する可能性は十分にあります。埋蔵文化財も当地が歴史地区であることを踏まえると同様です。こうしたことから、予見できるか否かに関わらず、土壌汚染や埋蔵文化財については、事業者が発生した追加費用や損失・損害について貴市にてご負担頂けるようご検討頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。「特定事業契約書(案)第34条第5項」は、事業者が合理的に見積ることが不可能な範囲までを事業者負担とするものではありません。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
169	特定事業契約書（案）	18	42条					近隣調整	近隣住民の反対等により本事業が中止となった場合、特定事業契約第107条「市の任意による解除、市事由による解除」が適用され、当該時点までに民間事業者が要した費用を貴市にご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	「特定事業契約書(案)第108条」に該当する場合は、「特定事業契約書(案)同条及び第118条第2項」の定めに従います。「特定事業契約書(案)第107条」の適用は想定していません。
170	特定事業契約書（案）	18	42条					近隣調整	近隣住民の反対等により本事業に係る民間事業者側の費用が増加した場合、特定事業契約第103条増加分の費用は貴市にご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	「特定事業契約書(案)第42条第4項」に定めるとおり、市が設定した条件に直接起因する費用以外は事業者の負担となります。
171	特定事業契約書（案）	21	49条					工事の中止	不可抗力であって建設企業と解体・撤去企業と各下請負者の責めに帰すことができない事象に起因する工事中止についても、貴市による判断であり、同条第3項の設計・建設期間と設計・建設費の変更協議対象となるでしょうか。	市の判断により工事中止を求める場合は「特定事業契約書(案)第49条」が適用されます。事業者が自らの判断で中止する場合は第49条の対象外となりますが、内容に応じて「特定事業契約書(案)第50条」が適用される場合があります。
172	特定事業契約書（案）	22	51条					設計・建設期間の変更方法	貴市と事業者との協議が14日以内に整わない場合、貴市にて一方的に決定できる建付となっております。協議が整わない場合は、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。	ご指摘の点も踏まえ検討します。
173	特定事業契約書（案）	22	52条					設計・建設費の変更方法等	貴市と事業者との協議が14日以内に整わない場合、貴市にて一方的に決定できる建付となっております。協議が整わない場合は、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。	質問No. 172をご参照ください。
174	特定事業契約書（案）	22	53条					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更	物価変動に基づく費用請求の基準日は「令和5年10月」、起算日は「特定事業契約締結の日以降」という認識で良いでしょうか。	「特定事業契約書第53条第1項及び第3項」において、特定事業契約締結の日以降で請求があった日を基準とし、令和5年10月時点の物価指数を起算点として定めています。
175	特定事業契約書（案）	22	53条					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更	特定事業契約締結日以降に、賃金・物価水準の変更があった場合には、設計・建設費の変更をご検討いただけるとのことですが、入札公告日から2024年9月の特定事業契約締結（想定）までの間にも、賃金・物価水準が大きく変動する可能性があります。賃金・物価水準の変動があった場合の起算日を、特定事業契約締結日ではなく、入札公告日を起算点としていただけませんかでしょうか。	質問No. 174をご参照ください。
176	特定事業契約書（案）	22	53条					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更	貴市と事業者との協議が14日以内に整わない場合、貴市にて一方的に決定できる建付となっております。協議が整わない場合は、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。	質問No. 172をご参照ください。
177	特定事業契約書（案）	22	53条					賃金又は物価の変動に基づく設計・建設費の変更	ここで定める疎明とは、具体的にどの程度の根拠情報の提供が必要となりますでしょうか。	賃金水準又は物価水準の変動等、請求の理由が客観的にみて確かなる根拠情報を提供してください。
178	特定事業契約書（案）	23	54条					臨機の措置	災害防止等のための臨機の措置には、休業要請なども想定されるものと思います。緊急やむを得ない事情があるにしても、貴市の判断において運営事業に制約を受ける場合は、事業者に対して営業補償を検討頂けますでしょうか。	「特定事業契約書(案)第54条」は建設業務及び解体・撤去業務に係る規定であり、運営業務への制約の発生を想定したものではありません。
179	特定事業契約書（案）	24	57条					設計・建設費の変更に代える設計図書の変更	貴市と事業者との協議が14日以内に整わない場合、貴市にて一方的に決定できる建付となっております。協議が整わない場合は、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。	質問No. 172をご参照ください。
180	特定事業契約書（案）	24	58条					中間検査	貴市は必要に応じて中間検査を実施できる建付となっておりますが、やみくもな中間検査の実施を抑制するためにも、事業者の帰責によらない場合の検査又は復旧費用について、貴市の費用負担とさせていただきますでしょうか。	検査に関わる費用については事業者負担となります。不要な検査は行わないよう努めて参りますので、ご理解をお願いします。
181	特定事業契約書（案）	29	66条					開業準備業務の業務計画書	「各事業年度の年度業務計画書を作成して市に提出」とありますが、運営業務に係る年度業務計画書と異なるものでしょうか。	開業準備業務に関する必要事項を記載いただくものであり、運営実施業務の業務計画書とは別個に作成してください。内容が相互に重複・関連することは差し支えありません。なお、表現の統一のため、特定事業契約書（案）を修正します。
182	特定事業契約書（案）	34	80条					維持管理企業による業務実施及び一括再委託等の禁止	維持管理業務を行う維持管理業者について、入札参加表明書に記載した企業以外に発注出来ないものと読み取れます。30年間と長期の事業運営になることや委託価格の競争原理確保のため、構成企業又は協力企業以外の企業への委託も可能にして頂けますでしょうか。	「主たる」維持管理業務以外は、構成企業又は協力企業でなくても委託することが可能となります。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
183	特定事業契約書（案）	35	82条					大規模修繕	大規模修繕に係る費用については貴市が負担するとありますが、事業者から利用者に対してなされるキャンセル補償料も本件費用として認めて頂けますでしょうか。	「特定事業契約書(案)第82条第2項」の営業補償と同様、キャンセル補償料も市は負担しません。
184	特定事業契約書（案）	35	82条					大規模修繕	「大規模修繕の実施時期及び期間は、市及び事業者の協議」とありますが、具体的な協議プロセス（実施予定日の何ヵ月前までに貴市より事業者へ通知され、いつまでに協議を行い、どのような形で合意を図るのか、或いは合意されない場合はどうするのか）について契約書別添として明示頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。具体的なプロセスは、中長期修繕計画の内容とあわせて、市が事業者と協議のうえ、定めることを想定しています。
185	特定事業契約書（案）	36	87条					ネーミングライツの設定等	多目的屋内施設外の屋外広告物（ex. デジタルサイネージ）等において、多目的屋内施設のネーミングライツ取得事業者の名前を露出することは問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	ネーミングライツにより付与される愛称のみを掲示することは構いませんが、ネーミングライツ取得事業者名を公衆に露出する場合、一般広告物となるため不可となります。
186	特定事業契約書（案）	37	89条					サービス購入料の改定および変更	貴市と事業者との協議が14日以内に整わない場合、貴市にて一方的に決定できる建付となっております。協議が整わない場合は、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関に報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただける建付をご検討頂けますでしょうか。	質問No. 172をご参照ください。
187	特定事業契約書（案）	38	93条					事業者による表明及び保証	設立するSPCが会社法における大会社要件を満たさない場合は、会計監査人を設置しない建付を検討頂けますでしょうか。	SPCのガバナンスに支障がない限りにおいては検討可能となります。落札候補者の決定後に協議します。
188	特定事業契約書（案）	43	100条 101条 102条 103条					政策変更 法令変更 税制改正 不可抗力	政策変更(第100条)、法令変更(第101条)、税制改正(第102条)、不可抗力(第103条)が発生した場合に貴市の負担対象となる「事業者が生じた追加費用」には、かかる事象のもとで事業維持を図る場合に必要とする運転経費も含まれることを確認させて頂けないでしょうか。これは、今次コロナのような大規模感染症が発生した場合には、外出自粛要請や運動施設の休業要請が発せられると思われるところ、補填対象が追加費用（例：当局より整備が求められる消毒薬剤の購入費用など）だけでは事業者としては運営に大きな支障をきたすためです。	「特定事業契約書(案)第102条」に関しては、ご質問のような運転経費の発生を想定していません。「特定事業契約書(案)第100条、第101条及び第103条」に関しては、各条第1項第3号「特定事業契約の履行のための費用が増加するとき」に該当するものであれば、通知及び協議の対象となります。
189	特定事業契約書（案）	43	100条 101条 102条 103条					政策変更 法令変更 税制改正 不可抗力	発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと市が認める場合とありますが、この判断は、貴市が一方的に決定するのではなく、事業者が不服とする場合には、第22条（会議体の設置）に規定される第三者機関での判断とできる余地を残して頂けますでしょうか。（契約書においても、事業者からの申請に基づき、第三者機関の協議対象範囲とできる建付けとして頂きたく存じます）	質問No. 172をご参照ください。
190	特定事業契約書（案）	49	109条					多目的屋内施設及び駐車場の引渡前の解除	市事由の解除による場合は、合格部分に相応する設計・建設費について一括での支払を頂けるとのことで宜しいでしょうか。	「特定事業契約書(案)第109条第1項」のとおり、解除事由の如何を問わず、一括又は分割により支払います。
191	特定事業契約書（案）	49	110条					多目的屋内施設及び駐車場の引渡後から本施設の全ての引渡前までの間の解除	市事由の解除による場合は、合格部分に相応する設計・建設費について一括での支払を頂けるとのことで宜しいでしょうか。	「特定事業契約書(案)第110条第1項」のとおり、解除事由の如何を問わず、一括又は分割により支払います。
192	特定事業契約書（案）	52	116条					契約終了による事業者所有資産の取扱い	支払い時期については、「市又は市の指定する者が本施設等の引渡しを受けた日又は第1項各号に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行う」とありますが、より早期の支払いを検討頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
193	特定事業契約書（案）	52	116条					契約終了による事業者所有資産の取扱い	第1項第3号では、貴市が事前に対象通知したものは、事業期間終了時点で簿価相当額で市に売り渡すこととなっておりますが、事業者保有資産のなかには、事業者固有の技術、ノウハウが含まれる場合もあるため、合理的理由がある場合は、事業者側で売り渡しの可否判断（高い価格を提示する第三者への売却を含む）ができるようにして頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。事業者の判断次第では、事業期間終了以降の運営継続に支障が生じるおそれがあります。ただし、真にやむを得ないものについては、事業期間終了時点ではなく追加投資の時点で、買取対象に含めるか否かを協議することは可能となります。
194	特定事業契約書（案）	52	117条					違約金	本施設の引渡後（第1項第3号）では、「統括管理・運営・維持管理費」の年額の10分の1」とありますが、この年額とは、入札時に提出した事業計画における、当該解除日の属する事業年度に係る当該金額という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	特定事業契約書（案）	別紙4	第2	2				火災保険	施設所有者である貴市にて付保すべきと考えておりますがいかがでしょうか。	原文のとおりとします。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
196	特定事業契約書（案）	別紙4	第2	2				火災保険	近年、火災保険料は上昇傾向にあり、本施設全体を長期に渡って再調達価額でカバーし続けるのは、事業者にとって負担が大きくなります。火災保険は施設所有者側で付保する性質のものであると思われ、事業開始後も、引き続き貴市側で付保いただけませんか。或いは、民間側で付保する場合、付保対象を多目的屋内施設に限定する、保険金額に支払上限額を設ける等、事業者側の負担を軽減する方策について、貴市と協議させていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。入札時点で想定可能な費用を見込んでください。
197	特定事業契約書（案）	別紙4	第2	2				火災保険	施設全体を再調達価格をベースに事業者で付保する場合、かなりの負担になることが想定されます。対象施設を多目的屋内施設に限定することや、保険金額に上限を設けるなどについて協議させて頂けないでしょうか。	質問No. 196をご参照ください。
198	特定事業契約書（案）	別紙4	第2	2				火災保険	火災保険は本来は施設所有者が入るべきです。また、近年、保険料は上昇傾向にあり、本施設全体を長期に渡って再調達価額でカバーし続けるのは、事業者にとって大きな財務負担となってしまいます。引き続き貴市にて付保して頂けないでしょうか。或いは、事業者で付保する場合は、付保対象施設を多目的屋内施設に限定するか、或いは保険金額に支払上限額を設けるなど火災保険の負担を軽減する方策を貴市と協議させて頂けないでしょうか。	質問No. 196をご参照ください。
199	特定事業契約書（案）	別紙4	第2	2				火災保険	火災保険の「担保範囲は、本施設等のすべてを対象とする」というのは、陸上競技場等の既存施設についても、事業者にて火災保険を付保するという理解でよろしいでしょうか。その場合、保険期間は「多目的屋内施設及び駐車場の引渡日の翌日から特定事業契約の終了日までの全期間」とありますが、それまでの期間に係る火災保険の取扱いはどうなりますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、陸上競技場に係る保険期間は維持管理・運営開始からとさせていただきます。特定事業契約書（案）を修正します。
200	特定事業契約書（案）	別紙6	2					サービス購入料の算出方法	事業スキームについて、入札説明書P3に記載の実施方針の事業スキームを確認すると、「サービス購入料＝コスト（設計・整備・運営・維持管理）－利用料金収入」の計算式だと理解しております。一方で、別紙6 2サービス購入料の算出方法を確認すると、費用の記載のみで利用料金収入を考慮して算定することの記載がありませんが、どのようにサービス購入料を算定したらよいかご教示頂けますでしょうか。	サービス購入料は、費用のうち利用料金収入で賄われない部分について支払うものです。ご指摘を踏まえ、「特定事業契約書(案)第88条」及び「特定事業契約書(案)別紙6」を修正します。
201	特定事業契約書（案）	別紙6	2	(1)	ア			サービス購入料A（一時支払い分）	サービス購入料Aについて国庫補助金・交付金などをもって充てると記載がありますが、上記の財源が国から交付されなかった場合でも、様式5-3-3の記載に則って貴市の負担でサービス購入料Aが支払われるという認識で宜しいでしょうか。	「特定事業契約書(案)別紙6.3.(4) サービス購入料A及びBの変更に関する取扱い」に示すとおり、交付見込みとして計上している国庫補助金・交付金が得られなかった場合は、サービス購入料Aの変更に伴い、サービス購入料Bの変更が生じるものと考えております。
202	特定事業契約書（案）	別紙6	2	(1)	ア			サービス購入料A（一時支払い分）	サービス購入料Aは「国庫補助金・交付金などをもって充てる予定」とありますが、補助金・交付金が出なかった場合でも、様式5-3-3の通り貴市から支払われるという認識でよろしいでしょうか。	質問No. 201をご参照ください。
203	特定事業契約書（案）	別紙6	2	(1)	ウ			サービス購入料B-2（割賦金利分）	返済期間は20年間となっておりますが、20年と設定した背景をお示しください。また事業者の提案で返済期間を変更することは可能でしょうか。	市の財政負担平準化の観点から20年としています。なお、「様式集様式5-3-2（※）以下の表は20年を基本としています。提案内容に応じて、必要であれば変更してください。」に記載のとおり、事業者の提案で返済期間を変更することは可能となります。
204	特定事業契約書（案）	別紙6	2	(1)	ウ			サービス購入料B-2（割賦金利分）	東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）TONAベース10年物（円/円）が基準金利となっておりますが、返済期間に合わせ、同20年物へ変更頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。「特定事業契約書(案)別紙6.5.(2)」に示すとおり、10年経過後を基本に基準金利の改定を行うため、10年物としています。
205	特定事業契約書（案）	別紙6	2	(2)	ア			サービス購入料C	SPCの設置・運営費用や各種契約書策定に係る弁護士費用、融資のためのセットアップ手数料などは、統括管理業務として「サービス購入料C（支払予定表：様式5-3-4）」に含めるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	特定事業契約書（案）	別紙6	3	(1)				サービス購入料A	サービス購入料A-1は、令和6～7年分を一度に令和8年度に受領することになっているが、これを、令和6年分を令和7年度に、令和7年分を令和8年度に引渡して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
207	特定事業契約書（案）	別紙6	5	(2)				サービス購入料Bの支払開始以降の改定	10年間を基本として基準金利を改定するとありますが、仮に割賦債権見合いで融資をうける場合は、改定時に事業者金利変動リスク（ブレイクファンディングコスト含む）が発生します。こうしたことから、事業者としては期中の基準金利の改定を行わないことを希望します。或いは改定を行う場合は、第118条第1項で、本改定に基づき発生した費用についても損失補償の対象となることの明記を頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。20年間の長期にわたる金利変動リスクが事業者に生じる可能性を考慮して、10年経過後を基本に基準金利の改定を行うものとしています。改定に伴う手数料等は入札時点で見込んでください。
208	特定事業契約書（案）	別紙6	6					物価変動によるサービス購入料の改定	近年の建設資材高騰のトレンドを踏まえ、昨今、他のPFI事例において、物価変動の基準時を入札公告日とする例が見受けられます。本件でも物価変動基準時について「入札公告日の属する月（＝令和5年10月）の物価指数」としていただくことを希望いたします。	質問No. 174をご参照ください。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
209	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	維持管理に係るサービス購入料はE（維持管理費）、F（修繕・更新費）、G（光熱水費）と分かれています。E（維持管理費）のうちの警備業務は、「企業向けサービス価格指数」警備を使用する指標とします。E（維持管理費）のうちの警備業務以外：「企業向けサービス価格指数」建物サービスを使用する指標とします。F（修繕・更新費）：「企業向けサービス価格指数」建物サービスを使用する指標とします。G（光熱水費）：「消費者物価指数」中分類指数-光熱・水道を使用する指標とします。「特定事業契約書(案)別紙6」を修正します。	
210	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	サービス購入料Fについては主に修繕・更新に要する費用になりますが、改定で使用する指標について定めが御座いません。指標をご教示下さい。	質問No. 209をご参照ください。
211	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	サービス購入料Gについては主に光熱水費になりますが、改定で使用する指標について定めが御座いません。指標をご教示下さい。	質問No. 209をご参照ください。
212	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	維持管理費に係る物価指標として「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」を参照していますが「建物サービス」指数は、企業向けサービスの「市場価格の指数」であり、本件のような人件費としての労務費と相関関係を欠いているように思います。維持管理費用の主要な構成は保全、警備、清掃に係る労務費ですので、サービス購入料E（維持管理費）については、国土交通省「建築保全業務労務単価」（愛知県；保全技術員、清掃員、警備員それぞれの日割基礎単価）の採用を検討頂けますでしょうか。	質問No. 209をご参照ください。
213	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	維持管理費に係る物価指標として「企業向けサービス価格指数（建物サービス／警備）」を参照していますが、修繕費と相関関係を欠いているように思います。今後、貴市と協議の上、建設工事費デフレーター（2015年度基準；建築補修）又は建設物価指数月報（一般財団法人建設物価調査会：工事原価）に変更を検討頂くことは可能でしょうか。	質問No. 209をご参照ください。
214	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	維持管理費（光熱水費）に係る物価指標として「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」を参照していますが、参照指標については、消費者物価指数の水光熱とすることを希望します。さらに、電気、ガス、水道、それぞれで物価変動要因は異なりますので、一括りにせず、それぞれ細分化した指標にして頂けますでしょうか。	質問No. 209をご参照ください。
215	特定事業契約書（案）	別紙6	6	(2)				サービス購入料C、D、E、F及びGの改定	サービス購入料F及びGの改定に用いる指標はどれに該当するのでしょうか。	質問No. 209をご参照ください。
216	特定事業契約書（案）	別紙7	2					プロフィットシェアリングの対象	利用料金収入の他、自主事業に係る収入もプロフィットシェアリングの対象とされておりますが、自主事業は民間事業者による独立採算の事業としてリスクもあることから、自主事業はプロフィットシェアリングの対象外としていただきますようお願いいたします。	原文のとおりとします。本事業における事業範囲全体の収支想定によりサービス購入料を算定しているため、対象を自主事業を含む事業全体の収入の合計としています。
217	特定事業契約書（案）	別紙7	3					プロフィットシェアリングの適用条件	プロフィットシェアの分配対象は収入（利用料金収入+自主事業収入）ではなく、税引後利益とする等、事業者側で選択肢を持って提案させて頂くことは可能でしょうか。 ※P S対象を売上高とすると、（シェア対象の売上に関する）税金負担がSPCに発生するためです。或いは、P S対象は、税金控除後の理論値（分配額＝P S対象額×（1－実効税率））として頂けないでしょうか。	条件変更は行いません。
218	特定事業契約書（案）	別紙7	4					還元方法	特定事業契約書（案）別紙7「4還元方法」において「還元実施計画を作成し、市の承認を得ることとし、還元額が生じた翌年度から還元実施計画に沿って実施すること」と記載がございますが、還元実施自体が翌々年度以降となっても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。還元実施計画は還元額が生じた翌年度中に作成していただきますが、実施時期については翌々年度以降となっても構いません。
219	様式集								様式集はWordデータで公表されておりますが、PowerPoint等での作成も可能でしょうか。	紙提出及びPDF形式で保存するデータについての作業をPowerPoint等で行うことは可能ですが、ページ番号等、必要事項を記載するようにご注意ください。また、指定様式がMicrosoft社製Excelの様式については、Excel形式もあわせて保存してください。
220	様式集	12	第2	3	(3)			入札に関する提出書類	様式3-5の封筒の表紙にはグループ名、事業名の記載は必要でしょうか。様式3-4の提出方法も併せてご指示頂けますでしょうか。	「様式集様式3-5」の封筒の表紙にはグループ名、事業名の記載は不要です。また、「様式集様式3-4」は、「様式集様式3-5」と同じ封筒に一部を入れて提出してください。
221	様式集	様式2-6						資格申告書（代表企業）	資格要件として「市の令和4・5年度入札参加資格者名簿に登録されている者であること」とあるが、それを証明する書類として、名簿の写しを添付すればよいのでしょうか。もしくは、入札参加資格申請システムメニューの「申請・審査状況確認」のページを印刷すればよいのでしょうか。ご教示ください。	名簿の写し等を添付していただいても構いませんが、市側で登録を確認するので、書類の提出は不要です。

質問No.	資料名	該当箇所						項目名	内容	回答
		頁	項目							
222	様式集	様式2-14						入札参加資格審査の附属資料提出確認書	附属資料②の登記簿謄本とは、現在事項全部証明書、現在事項一部証明書、履歴事項全部証明書および履歴事項一部証明書のうち、どの証明書をご想定でしょうか。	直近3ヶ月以内の履歴事項全部証明書をご提出ください。
223	様式集	様式2-14						入札参加資格審査の附属資料提出確認書	登記簿謄本と記載がありますが、全部事項証明書の提出が求められているという認識でよろしいでしょうか。	質問No. 222をご参照ください。
224	様式集	様式3-1						入札書	入札書の印欄がございませんが、押印対応は不要なのでしょうか。	必要ありません。
225	様式集	様式3-5						入札及び提案書類の確認書	DVD-Rの提出が求められておりますが、1枚提出すればよいという認識でよろしかったでしょうか。また、DVD-Rに焼くデータのファイル形式に規定はありますでしょうか(PDFやWord等)。	2枚提出してください。ファイル形式はPDF形式としてください。なお、指定様式がMicrosoft社製Excelの様式については、Excel形式もあわせて保存してください。「様式集(提出書類・記載要領)第2.1.(4)」をご参照ください。
226	様式集	様式5-5-1						多目的屋内施設及びその他公園施設の損益計算書(合計額)	営業費用の各施設への配賦基準については事業者判断という理解で宜しいでしょうか(運営費のような共通費用の配賦基準について何か定めがあればご指示ください。なお、様式5-5-4の営業費用の配賦についても同様です)。	ご理解のとおりです。
227	様式集	様式5-5-1 様式5-5-2 様式5-5-3 様式5-5-4 様式5-5-5 様式5-5-6 様式5-5-7						損益計算書	テニスコートなど施設毎で損益計算書を作成しますが、各施設の収支が評価の対象となりますでしょうか。或いは、各施設を合算した損益計算書の合計額で評価されるのでしょうか。後者の場合は、ある施設が事業年度を通じて赤字であっても全施設を累計した損益計算書が黒字であれば、許容いただけるかを確認したいのが意図となります。	評価に関する事項につき、回答は出来ません。
228	様式集	様式5-5-3						多目的広場損益計算書、こども広場損益計算書	サービス購入料A乃至Bの配賦に関して、「事前調査費」「設計費(基本設計)」「什器備品費(5什器備品費除く)」「その他保険料等諸経費」は係数を賦課して按分することなく、全てサービス購入料Bに配賦されておりますが、この理由をご説明ください。これら諸経費の多くは設計・建設段階で発生しますので、事業者としては他の項目と同様にサービス購入料Aに配賦されることを検討頂けますでしょうか。	国県支出金及び地方債の対象となる費用を考慮し、整理しておりますので、原文のとおりとします。
229	様式集	様式5-5-9						SPC長期収支計画表及びサービス購入料支払予定表	本様式には、DSCRやIRRの記載が求められておりますが、DSCRは融資返済スケジュールに負うところが大きく、入札時点で確定しているものではありません。また、IRRは事業者内の投資目線であり、対外的に公表する性質のものでもありません。SPCの健全性はこれらの数値を用いずとも判断できると思いますので、記載取り下げを検討頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。
230	様式集	様式7-1						設計建設図面集(表紙)	設計図面集はA3用紙での提出が求められておりますが、提案書類とは別にA3ファイルでの提出は可能でしょうか。	設計図面集はA3ファイルで提出してください。「様式集(提出書類・記載要領)第2.3.(7).イ」をご参照ください。
231	様式集	様式7-1						設計建設図面集(表紙)	設計図面集の様式の右下にページ数の記載が求められておりますが、各様式ごとで数えたページ数と様式7-2~27まで通して数えたページ数どちらを記載すればよろしいでしょうか。	各様式ごとで数えたページ数を記載してください。
232	落札候補者決定基準	5	4	(2)	イ	(イ)		入札価格の評価	入札価格点は最低提案価格/提案価格×価格点(300点)となっており、提案価格の内訳については評価の対象ではないと思いますが、その理解であってますでしょうか。(様式3-1では入札金額の内訳を記載することになっており、それぞれの内訳金額についても評価点がないことを確認したいという趣旨です。)	評価に関する事項につき、回答は出来ません。
233	落札候補者決定基準	8	①					事業全般に係る事項	審査項目2 実施体制・分担に「地元企業の積極的な活用」とありますが、地元企業の定義をお示し下さい。	評価に関する事項につき、回答は出来ません。
234	落札候補者決定基準	8	①					事業全般に係る事項	審査項目2 実施体制・分担に記載の「地元企業の積極的な活用」について、必ずしも構成企業や協力企業に参画することが評価される訳ではない、という理解で宜しいでしょうか。	質問No. 233をご参照ください。
235	モニタリング基本計画(案)	9	第2	4	(2)			提出書類	要求水準書第5章(3)の記載から『日常の業務報告書』について、フォーマットについて入札説明書等公表時に貴市から示される理解しております。本報告については貴市・事業者双方で確認する点も多くなると想定されるため、フォーマット・報告方式については双方で協議して作成していくことを検討頂けますでしょうか。	提出書類に係るフォーマット・報告方式については、事業者が作成した報告書類等を基に、市が必要事項等の内容確認をする想定です。最終的には提案書の内容を踏まえ、市と事業者双方協議のうえ、決定します。